

大和市告示第141号

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月24日

大和市長 古谷田 力

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱（令和6年大和市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「体外受精等（）」を「不妊治療（）」に改め、「であって、先進医療を含むもの」を削り、同条第2項中「夫婦それぞれが受けた体外受精等の回数を合算した回数」を「胚移植（体外受精等をして得た胚を妻の子宮に移植することをいう。以下この項において同じ。）の回数とし、医師の判断に基づき、胚移植に至る前にやむを得ず中止した体外受精等は回数には含めない。」に改める。

第6条第2項中「体外受精等に係る」を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。